

あわらし市監査委員告示 第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を、あわらし市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり公表する。

令和5年2月28日

あわらし市監査委員 伊 東 秀 一
あわらし市監査委員 笹 原 幸 信

記

1 監査の種別

財政援助団体等監査（指定管理者）

2 監査の範囲

令和3年度における公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行状況

3 監査の対象

- | | |
|------------|-----------------|
| （1）公の施設の名称 | 金津本陣にぎわい広場 |
| 指定管理者 | あわらし市商工会 |
| 施設の所管課 | あわらし市商工労働課 |
| （2）公の施設の名称 | 越前加賀県境の館 |
| 指定管理者 | 越前加賀県境の館管理運営委員会 |
| 施設の所管課 | あわらし市観光振興課 |

4 監査の期間

令和4年10月17日から令和5年1月11日まで

5 監査実施日

令和5年1月11日

6 監査の方法

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行について、法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかどうかの主眼を置き実施した。

監査の実施にあたっては、関係書類の調査を行うとともに、監査対象施設に出向き、指定管理者及び関係職員から説明を聴取し質疑を行った。

7 監査の着眼点

【指定管理者に関する事項】

- ア 施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ウ 利用促進のための努力はなされているか。
- エ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正か。

【所管課に関する事項】

- ア 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- イ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- ウ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- エ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正か。

8 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行は、いずれの施設もおおむね適正に行われているものと認められたが、次の事項については、改善や検討が望まれる。なお、監査の過程で確認した軽微な事項については、その都度指示・助言を行い、措置を講じる旨を確認したため省略する。

(1) 金津本陣にぎわい広場

《指摘事項》

・建物管理について

a キューブ2のトイレ入口付近の外壁が剥がれており景観が損なわれている。来春の北陸新幹線県内開業に向けて開発が進んでいる芦原温泉駅周辺のにぎわいづくりの中心拠点であるため、早急の対応が望まれる。

・不明確な会計処理について

収支決算書の指定管理業務と自主事業業務（a キューブカフェ）との会計区分が不明確である。会計区分を明確にし、関係諸帳簿及び証拠書類の

保管について適正な会計処理に努められたい。

(2) 越前加賀県境の館

《指摘事項》

・不適切な会計処理について

備品購入費の支出において、現金出納簿と通帳支払金額に差異があった。これは年度末に購入した備品が予算額を上回る金額であったため、一度通帳より現金を引き出したものの、令和4年4月の経常支払いに不足が生じたことから、その後業者と金額調整を行ったことが原因である。今後は再発防止の対策を講じるとともに適正な会計処理の徹底を図られたい。

《意見》

・視覚効果の高い看板設置について

現在設置されている看板は小さく設置場所が目立たないため、初めての来館者にとっては、分かりづらいものとなっている。令和5年4月下旬に開業予定の道の駅「蓮如の里あわら」からスムーズな誘導が可能となるよう多くの人にアピールできる看板を設置することを望む。